

GLOBAL ACCOUNTING

Chapter 16

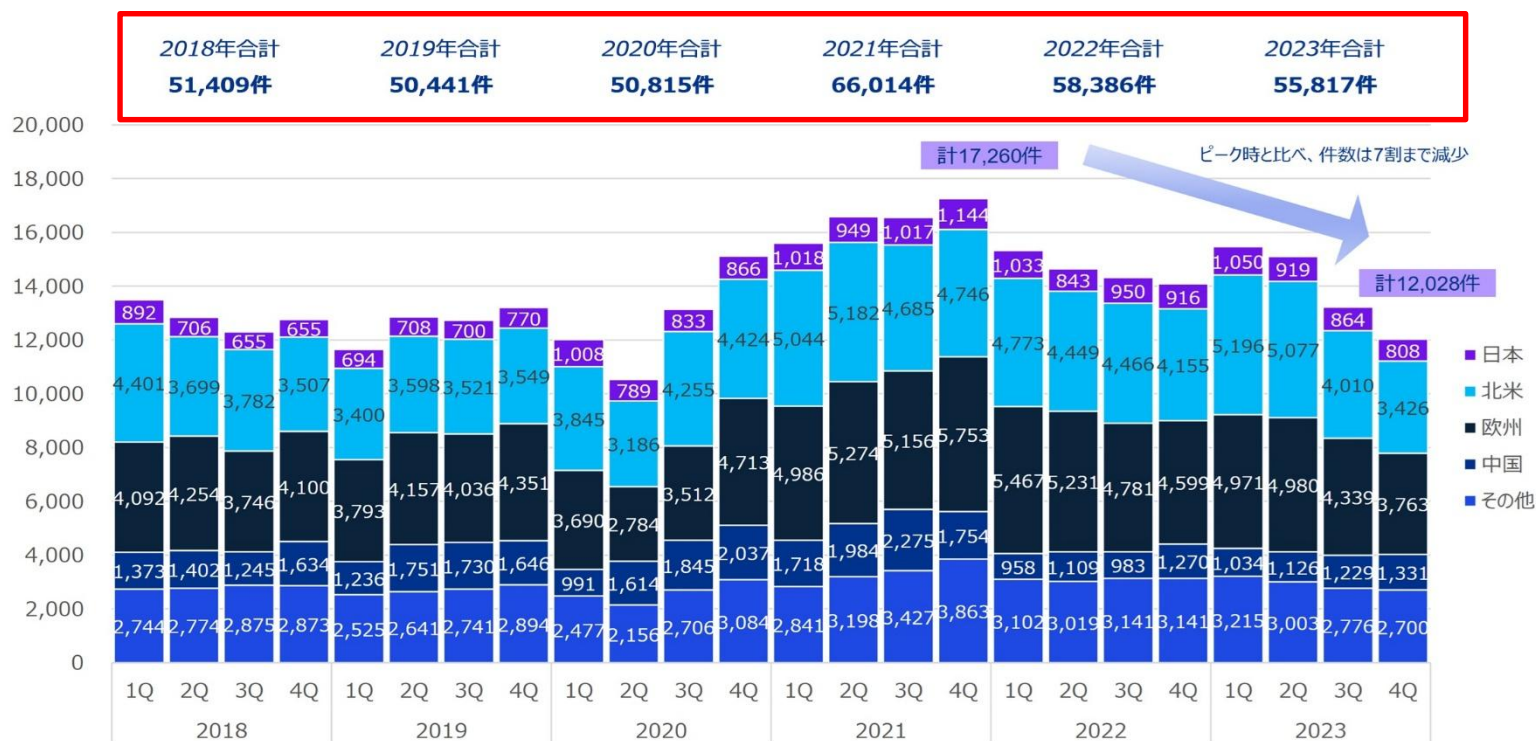
企業結合の会計

本章の目的

- 事業の多角化や企業価値創造を目的に行われるM&A(合併と買収)の会計について、以下の点を理解する。
- 企業結合の会計処理は、企業結合の実態に基づいて、異なった会計処理が規定されるべきか
- 現在規定されている取得法とはどのような会計処理で、その特徴は何か
- 企業結合の会計は、取得企業が被取得企業を買収すると考えて会計処理するもので、企業実態を必ずしも忠実に表現していない可能性があることが明らかになる。

世界のM&A

- M&A(Merger & Acquisition)：合併と買収（取得）
- M&A：事業の多角化・企業価値創造・企業業績の拡大・シェアの拡大等を目的
- 最近はウクライナ戦争等で伸び悩み



(出典) KPMGホームページより <https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2024/01/fas-ma-commentary-05.html>

世界のM&A

- 大型M&A（2018年までデータ）
- 2018年日本最大規模（約11兆円）のM&A＝武田薬品工業
- M&Aのタイプ
 - In-In：国内企業同士のM&A
 - In-Out：国内企業が海外企業をM&A
 - Out-In：海外企業が国内企業をM&A

世界の大型M&Aは株式対価が一般的な手法

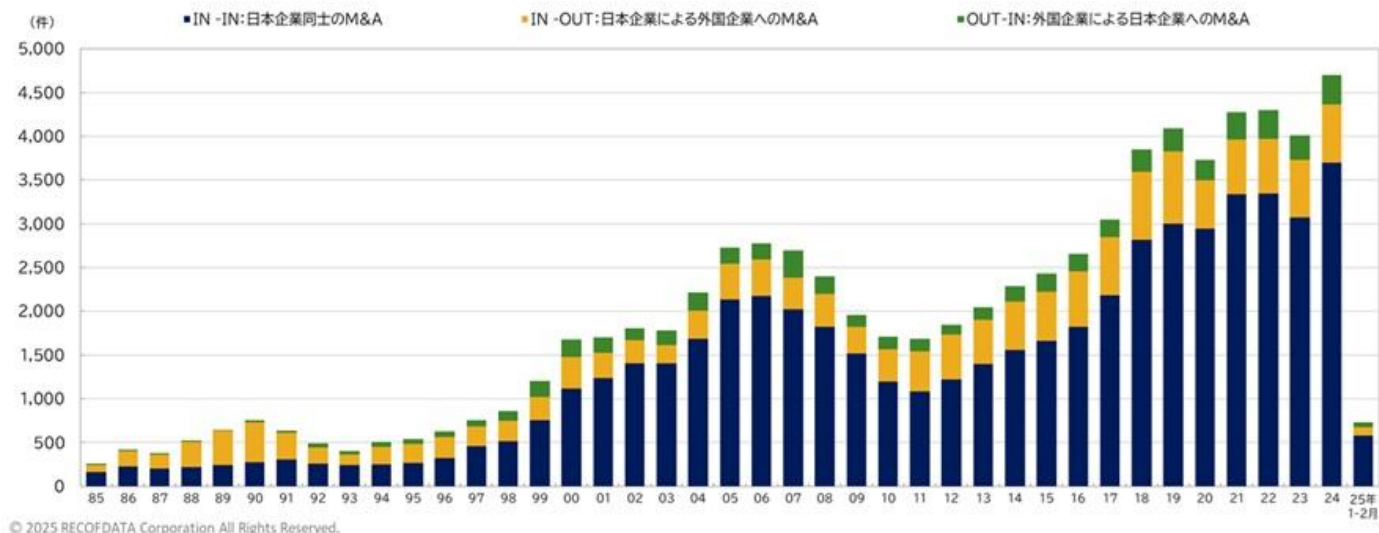
（歴代M&A金額ランキング）

	買収企業 被買収企業	金 額 (億ドル)	買収手法	公表 年
1	ボーダフォン（英） マンネスマン（独）	1721	公開買い付け	1999
2	A B I（ベルギー） S A Bミラー（英）	1341	株式対価、 公開買い付けなど	2015
3	ベライゾン（米） ベライゾン・ワイヤレス（米）	1301	株式対価など	2013
4	A O L（米） タイムワナー（米）	1121	株式対価など	2000
5	ファイザー（米） ワナー・ランバート（米）	1117	株式対価	1999
6	既存株主（親会社から分離） P M I（米）	1112	スピンオフ （分離・独立）	2008
7	A T & T（米） ベルサウス（米）	1019	株式対価、 公開買い付け	2006
8	A T & T（米） タイムワナー（米）	1018	株式対価、 公開買い付け	2016
9	R B S（英）など A B Nアムロ（オランダ）	960	株式対価、 公開買い付け	2007
10	チャーター・コミュニケーションズ（米） タイムワナー・ケーブル（米）	874	株式対価、 公開買い付け	2015
14	武田（日本） シャイアー（アイルランド）	814	株式対価など	2018

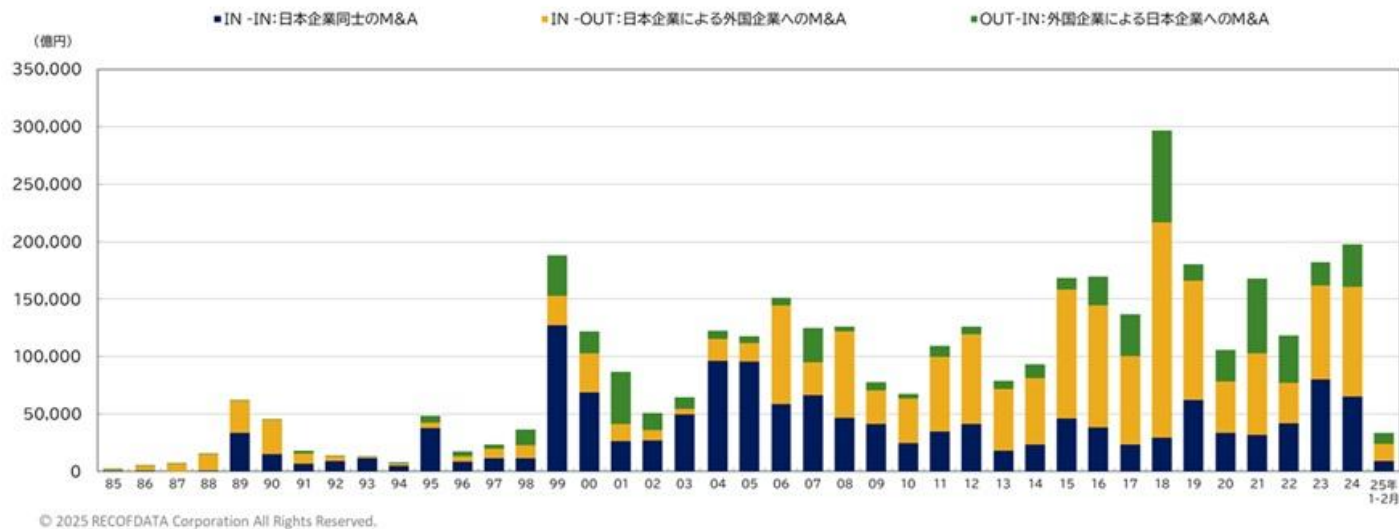
（注）出所はディールロジック、金額は負債含む

掲載日 2018年12月27日 日本経済新聞朝刊 017ページ

日本のM&Aの件数と金額



- 国内のM&Aの件数：コロナ以降、回復して増加傾向
- In-Inが多い



- 国内のM&Aの金額：
- In-Outの金額が大きい

日本のM&A

- M&Aのタイプ
 - In-In：国内企業同士のM&A
 - Ex. 2021年 マツモトキヨシホールディングスとココカラファイン
 - マツキヨココカラ&カンパニー
 - M&Aの後に株価は急騰
 - In-Out：国内企業が海外企業をM&A
 - Ex. 2018年 武田薬品工業がアイルランドのシャイアー(Shire plc.)を約11兆円で買収
 - M&A発表後に株価は急騰
 - Out-In：海外企業が国内企業をM&A
 - Ex. 2016年 台湾の鴻海精密工業が日本のシャープを買収
 - M&A後の業績回復の道は険しい



SEC.1 企業結合の意味と範囲

- **企業結合**は、アメリカにおいて南北戦争（1861～1865年）以降、さまざまな方式で行われてきた。

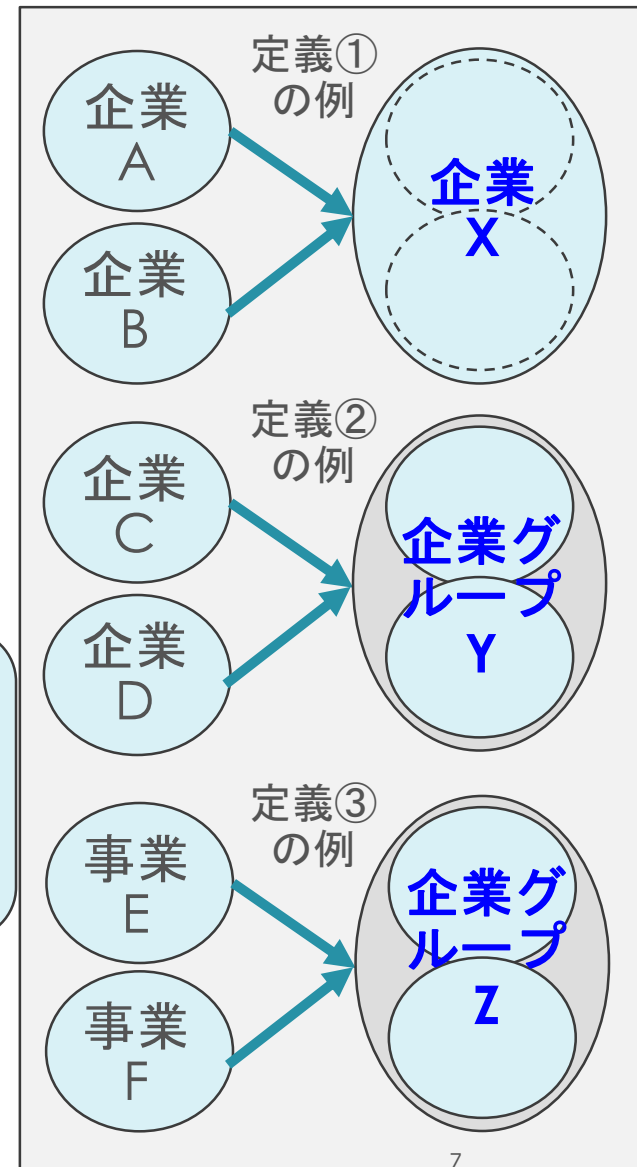
- **企業結合の定義（時代とともに拡大）**

① **企業**(corporation, or enterprises)と**企業の結合**であり、**単一の**（ ）**実体**(legal entity)を形成するもの

② **企業と企業の結合**であるが、複数の法的実体からなる**単一の**（ ）**実体**(economic entity, economic unit)の形成も包含したもの

③ 企業同士のみならず、**企業と**（ ）**(business)の結合**あるいは**事業と事業の結合**も包含したものであり、その結果、単一の法的実体に限定されない**単一の**（ ）**実体**の形成も包含したもの

- 1970年のアメリカ公認会計士協会(AICPA)の会計原則審議会(APB)意見書第16号『企業結合』により確立 = 上記③（および右図のすべて）



SEC.2 企業結合の分類と会計処理

・企業結合の会計基準の確立以前

・現物出資説

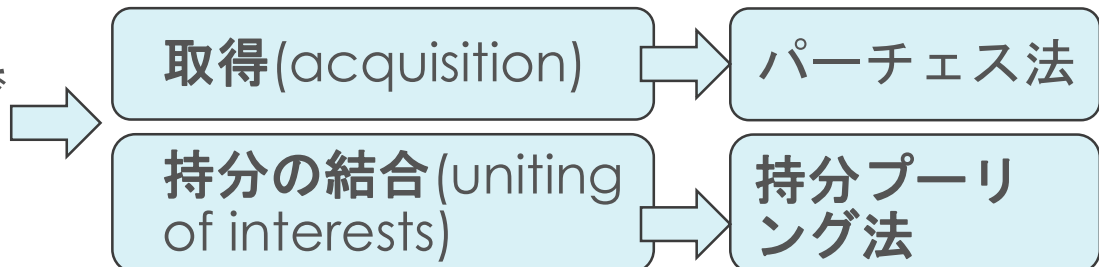
- ・企業結合を、**現物出資**の一形態または資産の購入と考え、
- ・株式を対価とする**合併**は、**取得した純資産の公正価値評価と資本の増加により認識および測定する方法**で処理

- ・（後に、（ ）法(purchase method)および（ ）法(acquisition method))

・例外（人格合一説）

- ・**留保利益を引き継ぎ、純資産を帳簿価額で引き継ぐ方法**で処理
- ・（後に、（ ）法(pooling of interests method))

会計処理との関わりで
企業結合を分類



CASE STUDY 16-1：パーチェス法と持分プーリング法

- ・ A社は、×1年度末に、B社にA社株式を交付して企業結合を行った。
- ・ 下記の【資料】に基づいて、以下の2つの企業結合に関して、×1年度末の企業結合後の財政状態計算書を作成しなさい。
- ・ 会計期間は1年、決算日は12月31日とする。

【資料】

① ×1年度末のA社およびB社の財政状態計算書

財政状態計算書

(単位: 千円)

	A社 資産	B社 資産		A社 負債及び持分	B社 負債及び持分
現金	40,000	60,000	買掛金	115,000	55,000
預金	80,000	50,000	借入金	100,000	70,000
売掛金	60,000	35,000	資本	150,000	100,000
貸付金	90,000	70,000	利益剰余金	5,000	30,000
建物	100,000	40,000			
土地					
	370,000	255,000		370,000	255,000

② B社の企業結合日における資産および負債の公正価値（下記以外の資産および負債の公正価値は、帳簿価額に一致）

- ・ 売掛金：44,000千円
- ・ 土地：48,000千円

Case1 B社に対して、新たにA社株式を1,000株交付し、B社を合併した。A社の株式の1株当たりの公正価値は160千円であった。なお、A社は1株当たり100千円を資本金として、残りを資本剰余金（合併差益）とする。パーチェス法を用いて処理しなさい。

Case2 B社に対して、A社株式を1：1の割合で交付した。持分プーリング法を用いて処理しなさい。

【解答】

Case1 取得（パーチェス法）

B社の公正価値評価後財政状態計算書

		(単位：千円)	
		資産	負債及び持分
現金預金	60,000	買掛金	55,000
売掛金	44,000	借入金	70,000
貸付金	35,000	資本金	100,000
建物	70,000	利益剰余金	30,000
土地	48,000	再評価剰余金	2,000
	257,000		257,000

Case 1取得（パーチェス法）（続き）

合併仕訳

（単位:千円）

M/D	Debit	amounts	Credit	amounts
12/31	現金預金		買掛金	
	売掛金		借入金	
	貸付金		資本金	*2)
	建物		資本剰余金	*3)
	土地			
	のれん	*1)		

*1) (発行済株式1,000株×1株当たり公正価値160千円)－受入純資産(257,000千円－125,000千円)＝28,000千円

*2) 発行済株式1,000株×1株当たり資本組入額100千円＝100,000千円

*3) (発行済株式1,000株×1株当たり公正価値160千円)－資本組入額100,000＝60,000千円

（合併後）財政状態計算書

（単位:千円）

	資産		負債及び持分
現金預金		買掛金	
売掛金		借入金	
貸付金		資本金	
建物		資本剰余金	
土地		利益剰余金	
のれん			

Case 2 持分の結合（持分プーリング法）

合併仕訳

（単位：千円）

M/D	Debit	amounts	Credit	amounts
12/31	現金預金		買掛金	
	売掛金		借入金	
	貸付金		資本金	
	建物		利益剰余金	
	土地			

（合併後）財政状態計算書

（単位：千円）

	資産		負債及び持分
現金預金		買掛金	
売掛金		借入金	
貸付金		資本金	
建物		利益剰余金	
土地			

持分プーリング法適用の廃止

① 複数の会計処理方法の容認による（ ）の問題
証券アナリストおよびその他の情報利用者にとって、企業の経営成績の比較を困難にする。

② 持分プーリング法では、（ ）に関するより良い情報が提供されない問題

パーチェス法では、企業結合により取得したすべての無形資産が別個に、またはのれん(goodwill)*1)として認識されるのに対して、持分プーリング法では、被取得企業がそれまでに記帳していた無形資産しか認識されない。無形資産は、多くの企業において一層重要な（ ）(economic resources)であり、かつ企業結合により取得される資産において無形資産の占める割合が一層増加していることから、無形資産に関するより良い情報は意思決定に有用である。

③ 複数の会計処理方法の容認による合併および買収市場における（ ）上の問題

企業経営者は、企業結合における会計処理方法の相違が、企業価値評価に相違を生じさせることから、合併および買収市場における競争に影響を及ぼすと指摘している。

*1) のれん (goodwill)

企業結合で取得した、個別に識別されず独立して認識されない他の資産から生じる将来の経済的便益(future economic benefits)を表す資産

SEC.3 企業結合の会計処理～パーチェス法 一本化～

1996
以降

- ・ 企業結合の会計処理の検討を行うプロジェクト
- ・ アメリカの**財務会計基準審議会(FASB)**
- ・ 企業結合の会計処理の収斂に向けて検討
- ・ **G4+1**

G4+1による企業結合の会計
処理方法の検討

- ① 持分プーリング法
- ② パーチェス法
- ③ フレッシュ・スタート法

これは、会計基準の国際的調和を意識した国際的組織で、
オーストラリア会計基準審議会(AASB)、
ニュージーランド財務報告基準審議会(FRSB)、イギリス会計基準審議会(ASB)、
カナダ会計基準審議会(ACSB)および
FASBから構成されていた。

パーチェス
法一本化を
支持

1998

- ・ G4+1の『企業結合に関する会計処理方法～
収斂を達成するためのG4+1の勧告～』

1999

- ・ FASBの公開草案(ED) 財務会計基準書
(SFAS)第141号『企業結合』

2001

- FASBのSFAS第141号『企業結合』
- パーチェス法一本化
- 企業結合の定義

企業結合のすべてが取得ではなく、取得以外の企業結合があることを認めながらも、単一の会計処理方法を設定するため

- 企業(entity)がある事業を構成する純資産を()するか、他の1つ以上の実体の持分を**取得**して当該実体の() (control)を獲得した場合に生じるもの
- 企業結合をあくまで**取得**として捉え、**持分の結合**を除外

2001

- IASCからIASBへ改組
- IASBとFASBが、**短期収斂共同プロジェクト**を開始

2004

- IFRS第3号『企業結合』
- パーチェス法一本化
- 企業結合の定義
 - 個々の企業または事業を、1つの() (reporting entity)に()すること
 - ほとんどすべての企業結合が、結果として、**取得企業** (acquirer)が、1つまたはそれ以上の**被取得企業** (acquiree)の()を獲得することになると説明

- **IASBが、持分プーリング法の適用を廃止した理由**
 - ① **真の合併** (true mergers) または () (mergers of equals) は、極めて稀
 - ② **持分プーリング法** では、企業結合時の () (fair value) が反映されないため、提供される情報が**意思決定に有用でないこと**
 - ③ () が良くないこと

2007

- FASB 改訂SFAS第141号

2008

- IASB 改訂IFRS第3号
- **企業結合の定義**
 - 取得企業が1つまたは複数の事業に対する () を獲得する取引またはその他の事象
- 時として**真の合併**および**対等合併**として考えられる取引も、この基準書で用いられる企業結合であると説明
- すべての企業結合を () (これまでのパーチェス法) により会計処理するよう規定

SEC.4 取得法の会計処理

- **取得法**における会計手続き

- (1) 取得企業の識別
- (2) 取得日の決定
- (3) 識別可能な取得資産・引受負債・被取得企業の**非支配持分** (non-controlling interest)の認識および測定
- (4) **のれん**または**バーゲン・パーチェス** (割安購入) (bargain purchase)から生じる利得の認識および測定

(1) 取得企業の識別

- **取得企業**は、**被取得企業**の を**獲得**した企業
- **支配**の有無は、IFRS第10号の**連結会計基準の指針**(guidance)に従って判定

- ・ いずれが取得企業であるかが明らかでない場合の取得企業の識別

	企業結合の形態	取得企業
①	企業結合が、主として 現金・その他の資産の移転あるいは負債の引受けによる場合	通常、現金・その他の資産を移転するか、負債を引受けた企業が 取得企業
②	企業結合が主として 持分証券の交換による場合	通常、持分証券を発行した企業が 取得企業
	ただし、一般に 逆取得 (reverse acquisitions) と呼ばれる企業結合の場合	持分証券を発行した企業が被取得企業
③	通常、 資産、収益または利益といった金額が相対的に大きな企業が、取得企業	
④	3社以上の企業結合の場合	結合企業の規模と同様に、いずれの企業が結合を立案したかを考慮して決定

(2) 取得日の決定

- ・ **取得日**(acquisition date)は、取得企業が、被取得企業の
 を獲得した日

(3) 取得資産・引受負債・被取得企業の非支配持分の認識および測定

- 取得企業は、**のれん**とは別に、取得日に（ ）な**取得資産**(identifiable assets)、**引受負債**(liabilities assumed)および被取得企業の**非支配持分**を認識する。

(i) 認識

- 以下の2つの条件を満たした場合に、**識別可能な取得資産および引受負債**を認識
 - ① 概念フレームワークにおける資産および負債の定義を満たしている。
 - ② 資産および負債は、企業結合において取得企業と被取得企業との間で交換されたものである。
- 被取得企業が、これまで認識していなかった資産および負債を認識する場合もありうる。
 - 被取得企業が（ ）して、その関連支出を費用処理したために、財務諸表で資産として認識していなかったような**ブランド**(brand)、特許権(patent)あるいは**顧客関係等の識別可能な無形資産**(identifiable intangible assets)

(ii) 測定

- 取得資産および引受負債は、取得日の (fair values)
- 被取得企業の**非支配持分**は、以下のいずれかで測定
 - (a)
 - (b) 被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する現在の**所有権金融商品の** (**非支配持分割合**)

非支配持分の測定	非支配持分の金額	のれんの金額	のれん
公正価値	非支配持分の <u> </u> を含む	親会社持分ののれん+非支配持分ののれん	<u> </u> (full goodwill)
被取得企業の識別可能純資産の非支配持分割合	非支配持分の <u> </u> を含まない	親会社持分ののれん	<u> </u> (partial goodwill) (購入のれん)

(iii) 段階取得の場合

- ・ **段階取得**(step acquisition)により達成された企業結合の場合、取得企業は、以前に取得していた被取得企業の持分を、取得日（企業結合日）における（ ）により再測定し、**損益**を認識

(iv) 取得に関連したコスト

- ・ 企業結合に伴って生じた**取得関連のコスト**は、すべて（ ）処理

(4) のれんまたはバーゲン・パースから生じる利得の認識および測定

・ のれん

- ・ 企業結合で取得した、個別に識別されず独立して認識されない他の資産から生じる**将来の**（ ）を表す**資産**

・ のれんの計算（右参照）

- ・ ① > ② : のれん
- ・ ② > ① : （ ）



（割安購入）

（ ）発生益

（当該差額は（ ）処理）

① 以下の総額
(a) 移転された対価（通常、取得日における公正価値）
(b) 被取得企業のすべての非支配持分の金額
(c) 得企業が以前に保有していた被取得企業の持分の取得日公正価値
② 取得した識別可能な資産および引受けた負債（の取得日における正味の金額）

CASE STUDY 16-2：段階取得の会計処理

- ・ P社（取得企業）は、S社（被取得企業）の株式を×1年度末、×2年度末および×3年度末の3期間にわたり段階取得し、×3年度末に100%の支配を獲得した。
- ・ 各期末におけるS社の持分の合計金額、P社のS社株式の取得原価、取得割合および支配獲得時におけるS社株式の公正価値は、下記の【資料】のとおりである。
- ・ ×1年度末および×2年度末では、S社株式に時価の変動はないものとする。
- ・ 会計期間は1年、決算日は12月31日とする。
- ・ ×3年度末におけるS社株式取得時および企業結合時における投資と持分（資本）の相殺消去仕訳を示しなさい。

【資料】

（単位：千円）

取得日	S社株式取得日のS社の持分勘定			S社株式の取得原価	P社のS社株式取得割合(%)	企業結合日の公正価値
	資本金	利益剰余金	合計			
	a	b	c=a+b	d	e	f
X1年度末	100,000	30,000	130,000	8,000	5%	10,000
X2年度末	100,000	50,000	150,000	16,000	10%	20,000
X3年度末	100,000	80,000	180,000	170,000	85%	170,000
合計	—	—	—	194,000	100%	200,000

【解答】

(単位：千円)

S社株式取得時

Y	M/D	Debit	amounts	Credit	amounts
X3年	12/31	S 社 株 式		現 金 預 金	
		S 社 株 式		段階取得に係る差益	*1)

企業結合時

Y	M/D	Debit	amounts	Credit	amounts
X3年	12/31	資 本 金 (S 社)	*2)	S 社 株 式	*3)
		利益剰余金 (S社)	*2)		
		の れ ん	*4)		

- *1) S社株式の取得原価と企業結合日における公正価値の差額の合計金額
- *2) S社のX3年度末（支配獲得時）における持分の内訳
- *3) 企業結合日におけるS社株式の公正価値の合計金額
- *4) 企業結合日におけるS社株式の公正価値とS社の持分金額との差額

CASE STUDY 16-A1：逆取得の会計処理

- ・×1年12月31日に、持分証券を発行して、法的には親会社であるP社（消滅企業）が、法的には子会社であるS社（存続企業）に逆取得される。
- ・会計期間は1年、決算日は12月31日とする。
- ・下記の【資料】に基づいて、×1年度末における連結修正仕訳を示しなさい（IASB, 2008d, Illustrative Example）。

【資料】

- ・×1年12月31日に、P社（発行済み株式数100株）はS社（発行済み株式数60株）の株式1株と交換で、P社株式2.5株を新たに発行し、S社の全株主が株式を交換した。その結果、P社はS社の発行済み株式60株と交換するために、株式150株（60株×2.5株）を発行した。
- ・×1年12月31日現在、S社の株式1株の公正価値は40千円であり、同日のP社の株式の売買価格は12千円であった。
- ・×1年12月31日現在、P社の識別可能資産および負債の公正価値は、固定資産を除き帳簿価額と同じである。固定資産の公正価値は1,500千円である（公正価値評価後のP社持分の金額：1,300千円）。
- ・企業結合前のP社およびS社の財政状態計算書は、右表のとおりである。

	(単位：千円)	
	P社 12/31	S社 12/31
資産		
流動資産	500	700
固定資産	1,300	3,000
資産合計	1,800	3,700
負債		
流動負債	300	600
固定負債	400	1,100
負債合計	700	1,700
持分		
資本金		
普通株式100株	300	
普通株式60株		600
利益剰余金	800	1,400
持分合計	1,100	2,000
負債及び持分合計	1,800	3,700

【解説・解答】

- P社が、株式150株を発行した結果、S社の株主は結合後企業の発行済株式の60%（交換のための発行株式150株÷P社の発行済株式250株（100株+150株））を保有することになる。
- 残り100株（40%）はP社の株主が保有する。
- 仮に、P社の株式と交換に、S社がP社株主にS社株式を発行するという形で企業結合が行われた場合、S社は結合後企業の持分比率を維持するために、40株（60株÷60%－60株）を発行する必要がある、結果としてS社株主はS社の発行済株式100株のうち60株を保有することになる。
- したがって、企業結合の原価は1,600千円（S社株式1株あたり公正価値40千円×40株）となり、×1年度末における連結修正仕訳は、以下のとおりである。

（単位：千円）

M/D	Debit	amounts		Credit	amounts
12/ 31	流 動 資 産	*1)	(貸)	資本金(新規発行)	*2)
	固 定 資 産	*1)		流 動 負 債	*1)
	の れ ん	*3)		固 定 負 債	*1)

*1) P社の t_1 期末公正価値評価後の資産および負債の金額

*2) P社株主に対する新規発行株式の金額

*3) P社株主に対する新規発行株式の金額－P社の公正価値評価後持分の金額
 1,600千円－(500千円＋1,500千円－300千円－400千円)＝300千円

SEC.5 企業結合の新たな会計処理の検討 ～フレッシュ・スタート法～

・ニュー・エンティティー法

- ・すべての結合当事企業の資産および負債を、（ ）で評価し、（ ）は計上されない方法
- ・実際に適用する上では、会計理論の整備が必要



同じ考え方

・（ ）法

- ・すべての結合当事企業の資産および負債を、企業結合時の時価に評価替えする方法

フレッシュ・スタート法は、（ ）のようにすべての結合当事企業がいったん解散し、すべての株主持分が清算された上で、新たに設立された企業へ拠出するという

（ ）が必要

その結果、諸外国での状況を見ながら、慎重な検討が必要